

自動車リサイクル法の安定施行に向けた取組について

安定施行に向けたこれまでの取組

- 自動車リサイクル法施行とともに、新規参入や既存事業拡張を行う事業者が増加し、自動車リサイクルを取り巻く関係事業者間の競争が激化。
- このような状況下、事業者間の適切な競争を確保し、違法行為や不適正行為が生じぬよう、国及び関係自治体、関係団体においては、関係事業者に対する法の遵守徹底に向けた取組を実施。
- 具体的には、リサイクルシステムの入口である引取業者において、使用済自動車の取扱いが一部不徹底であったり、法律に従わず使用済自動車の解体処理等を行っている事業者への指導など、引取業者、解体・破砕業者毎にきめ細かな対策を実施。

【国において講じた取り組み(平成17年7月以降)】

1. 引取業者 関係

(1)使用済自動車と中古車の区別の明確化(平成17年8月)

施行後半年が経過しても、引取業者における使用済自動車と中古車の区別が十分に徹底されていない懸念があったため、引取業者の関係団体に対して文書にて注意喚起した。

これは、最終所有者からクルマを引取る際には中古車と使用済自動車を明確に区別すべきであり、引取業者が一方的に中古車扱いとして引き取ることは違法であること、また、リサイクル料金の支払いは法に従い最終所有者に求めるべきことを改めて徹底したもの。これを受け、(社)日本自動車工業会(自動車メーカー)、(社)日本自動車販売協会連合会(新車ディーラー)等において、説明会を開催するなどして関係者への周知徹底を図った。

(2)オートオークション会場における対応徹底(平成17年10月)

昨年10月、日本オートオークション協議会は、国との協議を踏まえ、「「リユースコーナー」とその流札車輛の対応について」と題する文書を取りまとめ、会員のオークション会場に対し、その周知徹底を図ったところ。

本とりまとめは、オークション会場における、低年式車、多走行車等が流札した場合の取扱いにつき、自動車リサイクル法遵守に向けた取組を求めたもの。

これを受け、各オークション会場では取扱方針を定め、これに基づいた運営を行うこととしている。

(3)インターネット等において不適正な広告を行っている可能性のある事業者に対する調査・指導(平成18年2月)

インターネット等において「リサイクル料金不要」、「廃車無料」といった、使用済自動車の引取の際に、リサイクル料金の支払いを求めない趣旨の広告を行っている事業者について地方区公共団体を通じ調査・指導を実施した。

広告内容が不適正と認められた40事業者に対し適正化の指導を行うとともに、実際に預託を求めずに事業を行っていた1事業者については、法律に基づき指導し、改善を確認した。

2. 解体業者・破砕業者 関係

(1)法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱い(平成17年10月)

法施行後9ヶ月が経過した時点にあつて、依然として「自動車リサイクル法施行前に引取った」とし、同法の非適用を主張する使用済自動車の取扱いが見られたことから、再度、その取扱いの考え方を整理し文書を発出するとともに、説明会を開催しその趣旨を徹底。関係団体等においても、会員企業等にその取扱いにつき周知徹底を実施した。

(2)移動報告実績のない解体業者の調査・指導(平成17年12月)

自動車リサイクル法では、「電子マニフェストシステム」の導入により、使用済自動車の引取・引渡状況が容易に把握できるようになった。このシステムを利用して法施行後6ヶ月を経過して一度も移動報告の実績のない解体業者を抽出し、移動報告を怠っている者の有無等について地方自治体に対し調査を依頼した。その結果、移動報告をせず解体を行っていた22事業者に対する改善の指導等が行われた。

<参考> 平成17年6月以前の対応

(1)無許可営業への対処(平成16年9月)

無許可営業の告発の方法等について示し、指導に従わない無許可業者については積極的に告発するよう地方自治体に依頼。

(2)遅延報告対応マニュアル(平成16年11月)

事業者が電子マニフェストによる報告を一定期間内に行わなかった場合、その旨が自治体に対し連絡(遅延報告)されることとなっている。この場合の事業者に対する具体的な対応方法を記載。

(3)リサイクル料金の転嫁の禁止(平成16年12月、17年1月)

リサイクル料金は、使用済自動車の最終所有者が支払うこととなっているところ、使用済自動車を恣意的に中古車として引取り、次の事業者にリサイクル料金を持たせることは独占禁止法違反(優越的地位の濫用)に該当する可能性があり、その旨を関係団体に対して文書にて注意喚起。

(4)行政処分の指針(平成17年5月)

事業者の違法行為について、どのような違法行為が想定されるか例示しつつ、どのように対処するか包括的かつ具体的に提示した指針を作成し、自治体に発出。

3. その他の取組

(1)関連事業者に対して法の周知を図るため、施行前から実施をしてきた各種説明会に引き続き、施行状況についての意見交換、法律の遵守徹底に向けた業界団体による説明会を、全国各地できめ細かく実施。

(2)自動車リサイクル法と関係する抹消手続きや重量税還付など、これらに関係する行政機関の間で情報共有を図るため、全国9ブロックにおいて関係行政機関連絡会議を定期的に開催。

○関係行政連絡会議の開催

- ・ブロック:北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の9ブロック
 - ・参加者:各ブロック内自治体担当者、地方運輸局、地方国税局、地方経済産業局、地方環境事務所
 - ・内容: 第1回関係行政連絡会議(平成17年5月)
行政処分の指針に関する説明、立入検査の連携 他
 - 第2回関係行政連絡会議(平成18年1月)
自動車リサイクル法の遵守徹底に関する取組説明
自治体における使用済自動車の取扱い 他
- ※この他にも各ブロック毎、連絡会議を定期的に開催。

➤この結果、各地方自治体においては、定期的な立入検査の実施などにより、違法行為や不適正行為等に対し、数多くの指導・勧告を行い、許可の取り消しや告発等にまで至った案件が10件となった。

➤国としても、法律上の考え方の整理等を通じて、地方自治体の動きをサポートしてきたところであり、引き続き、国・地方自治体で連携を深めつつ、活動を展開。

【行政処分等の状況(参考11)】

(件数)

| | H17.10 ~H17.3 | H17.4~ H17.9 | H17.10 ~H18.3 | 合計 |
|--------------|------------------|-----------------|------------------|-------|
| 指導・助言(19条) | 271 | 1,432 | 1,189 | 2,892 |
| 勧告・命令(20条) | 0 | 11 | 2 | 13 |
| 停止・取消(引取) | 0 | 3 | 3 | 6 |
| 停止・取消(フロン回収) | 0 | 3 | 3 | 6 |
| 停止・取消(解体) | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 停止・取消(破碎) | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 勧告・命令(90条) | 0 | 7 | 11 | 18 |
| 報告徴収(130条) | 1 | 38 | 127 | 166 |
| 告発 | 1 | 1 | 2 | 4 |

【自動車関係で許可の取消し、告発等に至った事案】

| 自治体 | 処分等の日 | 処分等の内容 | 理由 |
|-----|----------|----------|-----------------------------------|
| 沖縄県 | H17/1/17 | 告発 | 無許可破碎による自動車リサイクル法違反 |
| 長野県 | 4/8 | 書類送検 | 使用済自動車の不法投棄による廃棄物処理法違反 |
| 新潟県 | 8/8 | 登録・許可取消し | 自動車由来の廃棄物の不法焼却により廃棄物処理法違反で欠格要件に抵触 |
| 北海道 | 8/30 | 告発 | 無許可解体による自動車リサイクル法違反 |
| 富山市 | 10/21 | 登録取消し | 無許可解体による自動車リサイクル法違反 |
| 浜松市 | 10/26 | 告発 | 無許可解体による自動車リサイクル法違反 |
| 岩手県 | 11/7 | 逮捕 | 自動車由来の廃棄物の不法投棄による廃棄物処理法違反 |
| 静岡県 | H18/1/31 | 逮捕 | 無許可解体の幫助 |
| 徳島県 | 2/27 | 逮捕 | 無許可解体による自動車リサイクル法違反及び廃棄物処理法違反 |
| 宮城県 | 3/2 | 告発 | 無登録引取、無許可解体による自動車リサイクル法違反 |

安定施行に向けた今後の取組

- ▶保有されている自動車の正確な状況の把握、適正なりサイクルの実施のため、一時抹消登録中の自動車の状況を把握し、使用済自動車の引取状況について調査を実施する。
- ▶また、自動車リサイクル法において違法行為や不適正行為の是正に向け監視・指導を徹底し、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査を進める。
- ▶電子マニフェストについては、操作性の向上を図り、関連事業者の指導を行う自治体を支援する。
- ▶さらに、今後の状況を見つつ、必要な措置を追加して講じていく。

1. 国土交通省と連携した一時抹消登録中の自動車の現在状況調査

自動車リサイクル法では、自動車の所有者は使用済自動車を自治体の登録を受けた引取業者に引渡すこととなっており、一度使用済自動車として引取った引取業者は、当該車両を自動車リサイクル法に則って処理することとなっている。

一方で道路運送車両法では、自動車の所有者に対し自動車が解体された場合は、解体届又は永久抹消登録することを義務付けている。また道路運送車両法第18条では、国土交通大臣は、一時抹消登録中の車両が解体等を行った場合に行うべき届出の規定に違反している場合、又は違反する恐れがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要な措置を講ずることができることとしている。

このように、保有されている自動車の正確な状況の把握、適正なりサイクルの実施という一体不可分な政策課題に対応するため、道路運送車両法を所管する国土交通省及び自動車リサイクル法を所管する経済産業省・環境省並びに自治体との協力のもと、一時抹消登録中が継続している車両の追跡調査を行い、必要であれば行政指導の実施を行うことを検討中。

2. 不適正行為の是正に向けた監視・指導のための調査

(1) フロン類やエアバッグ類の装備情報については、引取時実車確認において、故意に変更して報告している可能性があるとの情報が、後工程の解体業者等から寄せられている。

(2) 事故等でこれらが喪失したなど、製造時の情報と相違があっても問題ない場合も考えられるが、国においては、都道府県に対し、一定程度エアバッグ類等の装備率の異なる移動報告を実施している事業者を抽出の上、こうした引取業者に対する調査及び違法行為が確認された場合の改善指導を要請する。

3. 電子マニフェストの操作性の向上

自治体より(財)自動車リサイクル促進センター情報管理部に寄せられた意見・要望をもとに自治体における報告徴収機能の機能強化を実施する。

当該機能強化により、自治体における業務の迅速化、効率化及び事業者への的確な管理・指導が行われることになる。

○状況確認機能のリアルタイム化

特定車両・事業所の移動報告状況及び実績等をリアルタイムで閲覧可能

○取得ファイルの追加

- ・管轄下の事業所毎の移動報告実績
- ・遅延報告詳細状況
- ・マニフェスト発行取消情報
- ・フロン年次報告状況

○遅延報告非表示機能

車両情報ミス等により問題解決後も出続けてしまう遅延報告を自治体からの申請によりファイル上非表示とする